昭 和 35 年 度

協同農業普及事業年次報告書

農 林 省 振 興 局

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法第3章第22条の規定に基き、昭和35年度における農業及び生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び補助金の交付をうけて実施された事業の結果をとりまとめ、財政法第40条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するため、作成したものである。

目　　次

頁

Ⅰ　昭和35年度の予算 …… 1

Ⅱ　実施された事業の概要 …… 4

A　農業改良普及事業費 …… 4

1. 職員の設置 …… 4

（イ）農業改良普及員 …… 4

（ロ）専門技術員 …… 4

（ハ）職員の普及活動の概要 …… 5

2. 資格試験 …… 7

3. 農業改良普及所の設置 …… 8

4. 巡回指導施設の整備 …… 8

5. 農業改良指導施設の設置 …… 9

6. 畑作農家総合指導施設の設置 …… 9

7. 畑地かんがい営農指導施設の設置 …… 9

8. 農業改良普及員の研修の実施 …… 9

B　生活改善普及事業 …… 10

1. 職員の設置 …… 10

（イ）生活改良普及員 …… 10

（ロ）専門技術員 …… 10

（ハ）改良普及員の普及活動の概要 …… 11

2. 巡回指導施設の整備 …… 13

3. 生活改善普及器材の整備 …… 13

4. 農家生活技術改善研究の実施 …… 13

（イ）農家生活技術適応実験の実施 …… 13

（ロ） 農家生活技術連絡研究の実施……14
5. 農繁期対策短期生活教室開設……15
6. 生活改良普及員に対する研修……15
（1） 県 別 研 修……15
（2） ブロック研修……16
7. 生活改良普及員の養成……16
C 農業講習施設による改良普及員等の養成……16
D 経営伝習農場および農村青年研修館における
農村青少年の教育……16

Ⅰ　昭和35年度の予算

農業改良助長法第3章により、補助金を交付される協同農業普及事業の内容は同法第14条により、次のように規定されている。

1. 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
2. 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実施展示を行なうこと。
3. 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行なうこと。
4. 前2号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

以上の事業について、同法第16条の3の規定により1.及び2.の事業については、都道府県は配分された国の補助金に都道府県費を2分の1加えて支出することが求められている（補助率 $^2/_3$）。農業及び生活に関する普及事業のうち補助率 $^2/_3$ の事業について、都道府県別の支出額は附表(1)及び(2)のとおりである。3.及び4.の事業については、国庫補助金と同額の都道府県費の支出が求められているが(補助率 $^1/_2$)、これらの事業のうち改良普及員の養成，研修，農業講習所及び経営伝習農場の経費についての都道府県別支出額は附表(3)及び(4)・(5)のとおりである。

昭和35年度において定められた国の予算額及び事業別の内容は下記のとおりである。

(イ)　農業改良助長法第14条第1項第1号及び第2号に係るもの

(1)　農業改良普及事業費補助金

Ⅰ　農業改良普及職員設置費補助金　1,872,963,000円

農業の改良普及に従事する都道府県の専門技術員及び改良普及員の設置に必要な人件費、指導旅費である。専門技術員は前年度とおりで597人、農業改良普及員は10,964人（普及所長1,586人、特技普及員1,598人、一般普及員7,780人)を設置する。

Ⅱ　普及事務所運営費補助金　115,605,000円

農業改良普及所の必要な経費の一部を補助するものである。

Ⅲ　巡回指導施設費補助金　25,297,000円

改良普及員の巡回指導に必要なオートバイ305台の購入費である。

Ⅳ　農業改良指導施設費補助金　14,047,000円

営農改善上の重要課題について農家の協力のもとに農家の圃場を借りて改良技術を総合的に実施展示し、これが普及をはかるための耕種改善試作圃の管理運営費である。

Ⅴ　畑作農家総合指導施設費補助金　7,420,000円

畑作地帯における営農改善の指導を強化するため、指導施設を設置し、普及の拠点たらし

めるための運営費である。

Ⅵ　畑地かんがい営農指導施設費補助金　8,049,000円

畑地かんがい工事実施地区において、通水数年前より畑地かんがい営農を展示指導し、かんがい水到着と同時に適切な畑作を行なうための指導施設の設置運営費である。

（2）　生活改善普及事業費補助金　297,681,000円

Ⅰ　生活改善普及職員設置費補助金　275,437,000円

農家生活改善の普及指導に従事する専門技術員及び改良普及員の設置に必要な人件費及び旅費である。

設置員数は専門技術員は前年に引続き92人、改良普及員は131人増（内30名漁家生活向け）で1,820人である。

Ⅱ　巡回指導施設費補助金　13,657,000円

改良普及員の巡回指導を効率化するために新たにスクーター195台を設置するに必要な経費である。

Ⅲ　生活改善普及器材整備費補助金　1,845,000円

改良普及員の普及活動に必要な幻燈スライド、水質検査器、携帯用木土器具セット、携たい用黒板、フランネル板スクーリン付幻燈機等を整備する経費である。

Ⅳ　農家生活技術改善研究費補助金　3,744,000円

各都道府県の生活技術改善のための実験を行なうに必要な経費、ならびに12県を指定して実施する生活技術連絡研究に必要な経費である。

Ⅴ　農繁期対策短期生活教室開設費補助金　1,740,000円

農繁期対策に必要な生活技術の内、短期日に取得又は作成可能なもの及びそれに関する知識の講習会を開催するに必要な経費である。

（ロ）　農業改良助長法第14条第1項第3号及び第4号に係るもの

（1）　改良普及員研修費補助金　11,331,000円

改良普及員にその地区の農業事情に応じ、必要な技術を分担習得せしめ、地区における総合的指導力をたかめるための技術研修と、普及活動の効率化と普及指導の濃密化を図るための特技普及員及び特技普及員予定者研修に必要な経費である。

（2）　生活改良普及員研修費補助金　1,258,000,000円

生活改良普及員に対し、生活技術、普及方法等普及活動の推進に必要な研修を実施するための講習材料費、講師謝金等である。

（3）　農業講習所費補助金　23,864,000円

改良普及員等第一線農業技術者の養成のため、都道府県農業試験場内に設置されている農業講習所の増改築補修費、設備整備費及び園芸教育施設費である。

（4）　生活改善普及職員養成費補助金　2,880,000円

生活改良普及員養成施設の宿舎の増築及び組織運営に必要な経費である。

（5） 経営伝習農場費補助金　　21,162,000円

農家の後継者育成のため、農業及び生活の実務講習を行なう都道府県の経営伝習農場の建物の増改築補修費、生産教育施設整備費ならびに経営伝習農場新設費である。

Ⅱ　実施された事業の概要

A　農業改良普及事業費

1. 職員の設置

農業改良普及事業に従事する都道府県の職員として農業改良助長法第14条の2によつて専門技術員及び改良普及員が置かれている。

専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究するとともに改良普及員の指導に当つており、改良普及員は、直接農民に接して農業に関する科学的技術及び知識の普及指導に従事している。

専門技術員及び改良普及員の任用資格は、法律に基いて政令で定められていて、その資格を有するものでなければ任用されない。

(イ)　農業改良普及員

農業改良普及所に所属し、普及事業の現地勤務に従事する農業改良普及員の定数は、4月から11月までは10,726人(普及所長1,586人、特技普及員1,060人、一般普及員8,080人)で12月から特技普及員538人(新規増238人、一般普及員から振替300人)が置かれ、全国で10,964人(普及所長1,586人、特技普及員1,598人、一般普及員7,780人)となつた。その充足状況は、下記のとおりである。

国庫補助	
定員	現員
10,964人	10,818人

この都道府県別の数は、附表(6)のとおりである。

特技普及員は、最近の畜産、園芸等畑作振興、農業機械化の推進等に即応して、技術指導を強化するため特定の技術につき高度の技術知識をもつた改良普及員1,598人(畜産913人、そ菜241人、果樹235人、農機具209人)を3ヵ年計画で、必要な普及所に緊急に配置しようとするもので、本年は最終年度で538人の特技普及員は、改良普及員の経験が3年以上ある者のうちから選ばれ、特技の種類ごとにブロックに集め、6ヵ月の研修の後、普及所に配置された。なお、農業改良普及員の学歴別構成は下表の通りである。

学歴	大学卒	短大高専卒	農業講習所卒	農業技術員養成所卒	旧中等学校卒	その他	計
人数	447	652	2,258	1,377	5,616	468	10,818
比率(%)	4.1	6.0	20.9	12.8	51.9	4.3	100.0

(ロ)　専門技術員

専門技術員は、都道府県の普及事業担当課若しくは農業試験場に駐在し、試験研究機関と密

接に連絡しつつ各専門項目について調査研究するとともに改良普及員を援助し、普及事業の推進に当つている。

専門項目は、稲、麦及び雑穀、病害虫、土壌肥料等の20項目に分れ、各都道府県では、その県の農業事情に応じて項目を選択して有資格者の中から任用している。

35年度における国庫補助の定員は597人であるが、その専門項目別設置数は次のとおりである。

稲	57人	畜産一般	56人
麦及び雑穀	35〃	乳牛	14〃
農機具	28〃	養鶏	4〃
家畜衛生	7〃	農畜産加工	20〃
畜力利用	9〃	飼料作物及び草地改良	17〃
工芸作物	23〃	営農林	2〃
土壌肥料	51〃	普及方法(青少年)	17〃
病害虫	52〃	普及方法(農業)	18〃
果樹	54〃	農業土木	1〃
そさい及びいも類	63〃		
農業経営	57〃		

また、専門技術員の学歴別構成は下表の通りである。

36年3月31日現在

学歴	大学卒	短大高専卒	農業技術員養成所卒	旧中等学校卒	その他	計
人数	110	322	19	119	14	584
比率(%)	18.8	55.0	3.2	20.4	2.6	100.0

なお、都道府県別設置状況は附表(7)のとおりである。

(ハ) 職員の普及活動の概要

普及事業の発足当初、新技術の導入とその成果によつて、改良普及員は、農家の信頼をたかめ、その後も技術の伝達者として、農家の相談相手として農家からの要望が非常に多くなつている。改良普及員の活動はそれらの要望に応えるために、多忙を極め、その活動が夜間に及ぶことも少くなく、農民と接する活動は、それらの処理で殆んど時間が使われている。

さらに、各種の補助奨励事業、市町村の行なう事業に対する技術的協力、試験研究機関の行なう各種現地試験や調査に対する協力等が改良普及員の活動として加わり、改良普及員の活動は、下表のように極めて多種多様になつている。

またその活動の仕方という面からだけ考えても、非常に広範であるとともに、ひとつの仕事や1日の仕事も数種類の仕事の組合せによつて運ばれるといつた多様性をもつている。

農業改良普及員の勤務時間割合（昭和35年度年間平均）

直接農民指導	指導準備	調査又は審査	研修	打合会議	事務	その他
% 42.8	% 9.4	% 10.6	% 7.9	% 12.3	% 12.3	% 4.7

なお、35年度における活動区分時間比からうかがえることは、指導の質をたかめるための指導準備、関係機関との連携のための打合せなどが増加し、農民接触時間は若干減少の傾向である。指導の内容としてはそ菜、果樹、畜産などが増加の傾向にあり、企業的経営の進展にともなつての経営指導も多くなりつつある。

次に年間活動時間は1人平均2,380時間、出勤日数272日から有給休暇の平均10日を差し引いた262日を平均勤務日数とすると、1日当り活動時間は9.08時間となつている。

なお、33年度からは農業改良普及所が法律に基く必置機関とされ、普及員個々の活動を結集して普及所としての総合力を発揮するとともに地区内の農業技術指導のセンターとしての機能も果すよう期待されるようになつたので、従来の農業改良普及計画を部落及び農業研究会等の農民集団毎に検討整理して深化を期するとともにその指導に当つては地域分担活動よりも、各普及員の得意な指導項目を計画的に組合せることにより普及所としての総合力と機動性の強化に重点が置かれるようになり、活動の単位も普及員個人個人のそれから普及所を1単位とするようになり、地区内の市町村、農協等の農業指導機関団体とは農業改良普及計画に基いて連絡協調を強化することにより、農業技術指導のセンターとしての機能を果すよう努力が続けられている。

直接農民に接する活動については、地区農業改良普及計画に基く計画的な指導、季節的必行事項の指導、偶発的な事件処理の指導、自作農維持創設事業、農業改良資金についての指導、各種奨励事業に協力する仕事、社会教育事業への協力、市町村の行事への協力、試験研究への協力、その他国又は県の催しに協力する仕事というように多種多様であり、関係各分野からの協力要請がますます増加されて来ると、ただ要請されるままに無計画に活動をつづけていては、十分な協力もできなくなるばかりでなく、改良普及員本来の仕事も達成されないという反省から、普及活動の計画化ということが強調されるようになつた。

普及事業発足当初は、普及活動方式も小地区制、中地区制、大地区制とさまざまであつたが、昭和33年農業改良助長法の一部改正による中地区制の確立に伴い、ほぼ中地区活動方式へ転換されるに至つている。すなわち、中地区制度は、1人1人の普及員が特技をもつてその資質を専門化し高度化するとともに、改良普及員相互の協力補完を図りながら、各普及員が特技を中心に活動しようとするものであり、活動区域の拡大に伴う普及活動の能率の低下を防止するために、各普及所では地域担当と特技担当の組合せに工夫をこらしてきている。活動方式は地区の事情、普及所発展の歴史等によつてそれぞれ異つているが、大別すればおよそ次のような現状となつている。

各県における活動方式の現状　　昭和35. 4. 30現在

1) 特技普及員の活動方式

特技普及員は特技担当のみ	特技担当と地域担当をしている
239人 (24.3%)	744人 (75.7%)

2) 一般普及員の活動方式

地域分担のみ	地域分担を主とし技術分担を従にしている	技術分担活動を主とし地域分担を従にしている	技術分担活動のみ
295人 (18.0%)	991人 (60.6%)	281人 (17.2%)	69人 (4.2%)

3) 普及所長の活動方式

地域を分担している	技術分担活動をしている	地域分担と技術分担活動をしている	地域分担、技術分担をせず問題に応じて地域全体の指導をする
663人 (40.7%)	50人 (3.0%)	285人 (17.4%)	635人 (38.9%)

4) 指導内容別活動時間　　35. 12. 31現在

項目	普通作	そさい作	果樹作	特用作	畜産	飼料作草地改良	畜力利用農機具	農業経営	青少年育成	その他	計
活動時間	697.0	270.0	179.9	60.1	130.0	39.5	35.7	160.2	89.4	718.8	2380.6
%	(29.2)	(11.4)	(7.5)	(2.5)	(5.5)	(1.7)	(1.5)	(6.7)	(3.8)	(30.2)	(100)

また、全国の普及所の内、畜産、そ菜、果樹、農機具等について特に重要な課題を有しているところには、前年度に引続き本年度も538人の特技普及員が配置され、特技項目に重点を置いて活動を行なうことになつたが、538人の内には一般普及員から300人の振替えが含まれているので、前記の普及員の活動のうち地域分担の活動が手薄になる憾がある。

2. 資格試験

専門技術員及び改良普及員の任用資格については、農業改良助長法第14条に規定が設けられ、これに基いて「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令」が定められている。改良普及員については、政令第3条の規定に基き、都道府県に「改良普及員の資格試験及び資格認定に関する条例」が設けられ、この条例に基いて、都道府県毎に資格試験が行なわれたが、35年度における結果は下記のとおりである。

改良普及員資格試験成績概況

区分＼学歴	大学卒業者			高専、短大卒業者			農業講習所卒業者			旧中等学校、新制高校卒業後3年以上の経験者			計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
農業改良普及員	386	239	61.9%	160	76	47.5%	937	847	90.2%	272	110	40.4%	1,757	1,272	72.3%
生活改良普及員	102	74	73	578	442	76	70	68	97	51	33	65	801	617	77

専門技術員の資格試験は政令の定めるところにより、農林省で実施しているが、35年度における審査結果は下記のとおりである。なお、政令第二条の但書に該当する者で資格認定の申請があつて、認定書を交付された者は55名である。

専門技術員資格試験成績概況

区分＼専門項目	稲	麦及び雑穀	そ菜及びいも類	果樹	工芸作物	飼料作物及び草地改良	土壌肥料	病害虫	畜産一般	乳牛	養鶏	家畜衛生	農畜産加工	農機具	畜力利用	農業経営	農業土木	営農林	被服	食物	住居	家庭管理	普及方法(農業)	普及方法(農民生活)	普及方法(青少年)	計
受験者数	30	19	21	13	6	29	29	42	18	12	11	2	4	8	1	29	0	0	6	9	6	3	35	15	25	373 ~~335~~
合格者数	15	12	12	7	2	12	18	34	13	9	5	2	4	5	1	16	0	0	4	5	4	1	13	8	6	208 ~~186~~
合格率(%)	50.0	63.1	57.1	53.8	33.3	41.3	62.1	80.9	72.2	75.0	45.4	100.0	100.0	62.5	100.0	55.1	0	0	67	56	67	33	37.1	53	24.0	55.7

3. 農業改良普及所の設置

農業改良普及所は、改良普及員の活動の拠点として、昭和33年10月から法律に基いて設置されることになつた。

都道府県は条例をもつて、その位置、名称、管轄区域を定め、改良普及員は全員普及所に所属せしめられている。条例に基く全国の農業改良普及所の数は、1632カ所で、支所の数は73カ所となつている。

この農業改良普及所の運営に必要な経費については、昭和30年からその一部について補助するようになり、その額も年々増加して昭和35年度においては、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、光熱費、人夫賃などの経費につき、1カ所当り72,891円が補助された。

農業改良普及所の都道府県別数は、附表(6)のとおりである。

4. 巡回指導施設の整備

改良普及員の普及活動は、農家及び圃場等の現場における指導に重点がおかれているが、その活動に機動性を与え、活動の能率を高めるため、各普及員に対し、従来から自転車の整備に重点をおき、自転車各1台を購入し、その更新補修を逐年行なつて来た。最近特に普及員の活動が広汎多岐に亘つて来たので、その機動力を更に増大することが必要になり、35年度においては、オートバイを

305台補助したが、その結果150cc以上82台、125cc 311台、90cc以下99台、計492台が整備された。

5. 農業改良指導施設の設置

昭和29年度から設置された耕種改善試作圃は、営農改善上の重要課題について、農家の協力のもとに農家の圃場をかりて現在考えられる知識、技術を総合的に応用して改良技術の農家への普及を図るとともに、改良普及員の指導力の涵養に資することを目的として、普及地区毎に課題を選び、専門技術員、農業試験場の協力のもとに運営されている。

昭和35年度の実績によると1普及所あたり、平均2.5ヵ所、1ヵ所当り、平均10アールの圃場を試作圃に利用している。総設置ヵ所数は3,950ヵ所となつている。

6. 畑作農家総合指導施設の設置

畑作農業の振興のため行なわれる各種施策に対応して、畑作農家の営農改善に関する普及指導を強化するため、昭和34年度から畑作農家総合指導施設を設けた。

これは、我国の主要畑作地帯の代表普及地区内の部落を畑作農業地域の分布を考慮して3ヵ年計画で全国630ヵ所を設置しようとするもので、本年度においては、210ヵ所の設置をみ34年度設置と併せて420ヵ所となつた。この指導施設においては関係機関の協力を得つつ専門技術員の充分な指導のもとに農業改良普及所が中核となり、農家の営農診断、営農設計及び改善計画の実施に関し、部落農家に対して総合的且つ濃密な指導を行ない、畑作農家経営の改善を促進し、もつて地区内の畑作農業改良の普及の拠点たらしめようとするものである。

7. 畑地かんがい営農指導施設の設置

国営、公団営又は県営の大規模な畑地かんがい工事の受益地で、かんがい水が、到着する数年前に畑地かんがい営農指導施設を設置し、畑地かんがい営農の展示指導を本年より行なつている。本年設置した地区は愛知用水地区7、豊川地区(愛知)1、碓氷川地区(群馬)1、綾川地区(宮崎)1、併せて10ヵ所で今後3ヵ年継続して指導が行なわれる。

8. 農業改良普及員の研修の実施

普及事業の中心をなすものは改良普及員であり、その資質如何は、事業の成否をきめる鍵である。

農業改良普及員に対する研修は、技術研修、特技普及員および特技普及員予定者研修を実施した。

技術研修は、農業改良普及員に対し、地区の農業事情に応じ新しい農業技術について技術水準を向上させ普及活動に資するため3年に1回の割で研修を行なうもので普通作物、土壌肥料、病害虫、畜産、経営、農機具、特用作物、果樹、そ菜等のうちから6科目以上について1科目、30日間で3,222人(1県当り平均70人)に対し研修が行なわれた。

特技普及員研修は、33年度に設置した530名の特技普及員に対し、特技の補習研修(畜産、そ菜、果樹、農機具の4科目)を各30日間実施した。

特技普及員予定者研修は、特技普及員設置3ヵ年計画の第2年目の研修で、普及活動の効率化と

普及指導の濃密化を図るため高度の特技を修得せしめようとするもので、前年同様530人の予定者に対し、畜産、そ菜、果樹、農機具の4科目について概ね6ヵ月間研修が行なわれた。

B. 生活改善普及事業

家族労働を基調とし、自給的性格を濃厚に帯びるわが国農業経営の改善をはかるためには、生産対策と平行して、農家生活に対する指導が不可欠である。家族労働力の保持、家事労働の軽減、生活資源の効率的処理、現金支出の合理化等、生活の合理化が農業の改良と併せすすめられて、はじめて農業諸施策の滲透は期しうる。生活改善普及事業が農業改良普及事業の一環として積極的に推進されているゆえんである。

1. 職員の設置

生活改善普及事業に従事する道府県の職員として、農業改良助長法第14条の2によつて生活改良普及員と生活改善専門技術員が置かれている。

(イ) 生活改良普及員

生活改良普及員は、農業改良普及員とともに都道府県が設置する農業改良普及所に所属して農家の生活改善全般について総合指導を進めている。35年度131人の増員により、1,820人の生活改良普及員が普及所に配置されているが、この内30名は漁家生活改善指導のために11県に対し、実験的に配置している。

生活改良普及員未配置普及所の解消ならびに1人当りの可動範囲および技術的組合せを考慮して効果的総合的な活動を行なうため、生活改良普及員の増員の必要性が痛感されている。

(ロ) 専門技術員

生活改善関係専門技術員は、35年度末現在92人で各都道府県に対し平均2人となつている。これらの専門技術員は、被服、食、住、家庭管理、普及方法の5専門項目に分けて設置することとなつている。高度の専門的立場から生活改良普及員を指導する専門技術員の任務が完全に果されるためには、各都道府県に5人(各専門項目ごとに1人)ずつ設置する必要がある。現在2人の定員は、暫定措置として、被服、食、住、家庭管理のうちのいずれかの生活技術担当の専門技術員と普及方法を担当する専門技術員に分けて、生活改良普及員に対する生活技術、普及方法両面の指導にあてている。

生活改善関係専門技術員専門項目別設置状況

項目		人数
生活技術	被服	13 人
	食	21 人
	住	6 人
	家庭管理	6 人
普及方法		46 人
計		92 人

生活技術担当の専門技術員は、専ら展示実験施設に駐在し、農家の生活技術の創出修正を行なうとともに、生活技術について生活改良普及員を指導援助し、普及方法担当の専門技術員は、県庁主務課にあつて普及活動の方法の研究に当るとともに、この面から生活改良普及員の指導を行なつている。なお、都道府県別設置状況は、附表(6)のとおりである。

(ハ) 改良普及員の普及活動の概要

普及活動は、初期の啓蒙活動の段階を経て本格的な普及指導の段階にすすんでいる。農地改革を契機とする一連の農業民主化運動及び営農方式の著しい進歩、農村婦人の法律的地位の向上、学校教育の充実などによつて農家生活も表面的には相当の改善をみたが、その生活の実態にはなお多くの欠陥を残し、農民生活の福祉と農業生産の増強に重大な障害を及ぼしている。例えば食生活をとつても、各種栄養業の不足に起因する身体症候発現率は都市の1.4倍弱に及び、早急な対策を必要としている。しかも、このような欠陥は農業経営の形体や生活意識、生活慣習などと固くむすびつき、一片の啓蒙宣伝や物質援助によつて是正しうるものでなく、農民の自覚と意欲を培養し、その主体的な活動のもとに実態に適合した技術的援助を行なうことによつて逐次改善をはかつて行く外はない。しかし農家生活に対する技術的指導を担当する生活改良普及員の定員は1,820人にすぎず、1普及員当りの担当農家は3,700戸を超えている。この多数の農家を一挙に指導の対象とするならば、散漫な啓蒙活動によつてもなお1人の普及員の活動時間をもつておうことはむずかしく、生活改善の効果は期待し得ない。

したがつて、生活改良普及員の活動方式としては、担当地区内の一部(200戸内外)を区切り、ここを濃密指導地域としてこの中での重要且つ共通性の高い生活の問題を改善するために、経済力、知識、技術、能力等に応じ各層の人々が無理なく改善できるよう各種活動を立体的に組合せて援助している。

なお、この地域以外においても啓蒙活動及び事項別指導(例えば、保存食の作り方、作業衣の防水方法とか、1、2の課題解決のための指導)などによる指導を行なつている。これらのなかより特に継続的援助を要望する場合は、グループ指導を行なうこともある。グループにおける活動を通じて農民はいちじるしい人間的成長をとげるとともに、複雑で困難な生活改善の課題を経済力、技術能力に応じて無理なく解決している。このグループの数は35年3月現在で14,864、グループ員は309,686人で、普及員1人当り9.6グループとなつている。1グループの平均員数は21人である。グループ数、グループ員数は毎年増加しており、普及活動の着実な進展を物語つている。

生活改善実績発表大会などからグループ活動をみると、とりあげる問題が漸時複雑となり、技術的にも高度になつているのが目立つ。また、有色野菜の計画栽培による口角炎の解消、家畜の飼育による不足栄養素の補完など生産の改善と結びつけた解決方法も多くなつている。さらに、グループでの経験と学習の基礎に立つて自分でプロジェクトをもち、創意工夫を発揮して独自な改善を行なつているものも増えている。

普及活動は衣、食、住、家庭管理、保健衛生等生活のすべての面に及び、しかも物的施設の

改善のみならず、農民の生活に関する知識、技術の向上に努力しているので、その成果を年度毎に正確に評価することは困難である。これには、組織的な総合調査を要するのであつて、これまでのところ、本事業の実績を把握した資料はない。しかし、その一端を示すものとして、32年2月農林省農林経済局統計調査部の実施したかまど改善状況調査によれば、普及事業の発足した24年以降の改善戸数は1,600千戸にのぼり、しかも普及員の配置数と明瞭な相関関係を示し、農家生活の改善に対する生活改善普及事業の寄与を示している。

生活改良普及員の活動時間の各月の内訳は次表のようであるが、女子の勤務としては、超過勤務時間が多く、農民の要望と普及員数との間の不均衡を是正する必要に迫られている。また、最近、新生活運動、健康農村建設運動、新農山漁村建設事業等、農民生活の向上を標榜する各種の事業が実施されているが、生活改善良及員はその援助者として広く関与を求められている。

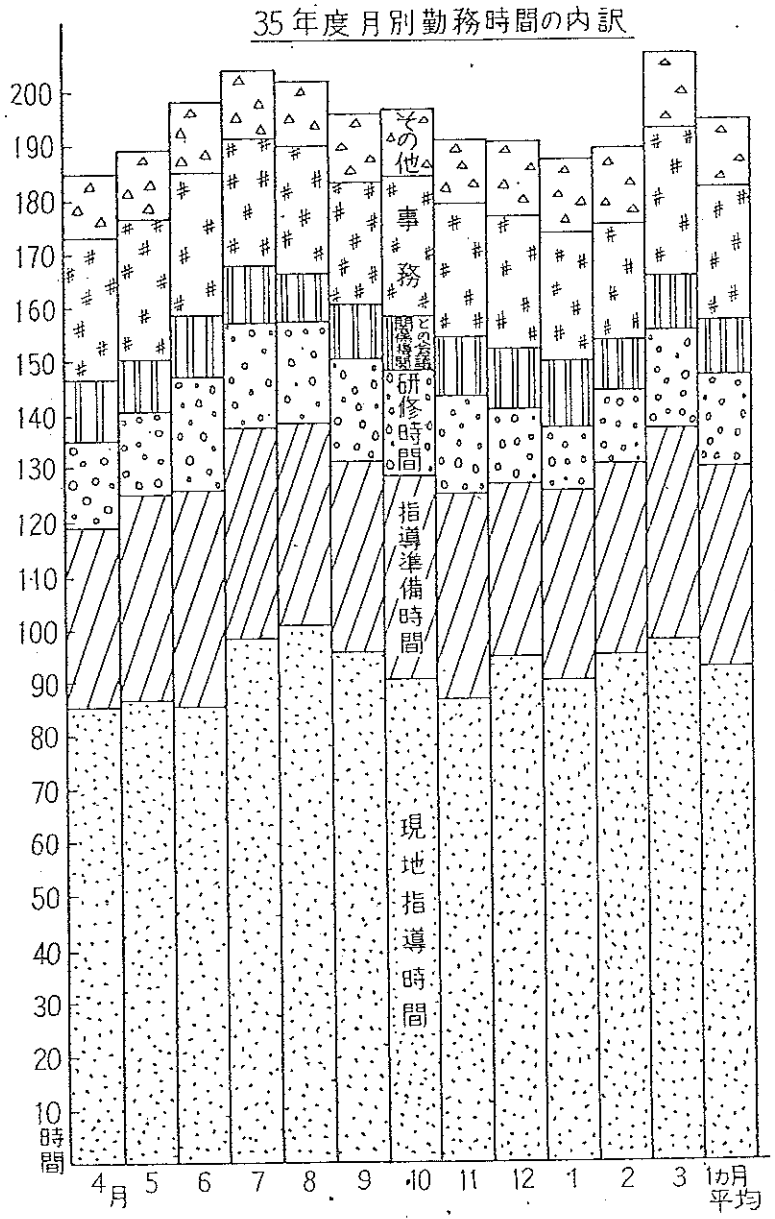

生活改良普及員の勤務時間割合（35年度）

（全国1人1カ月平均）

現地指導時間	指導準備時間	研修時間	関係機関との会議	事務時間	その他
47.4%	19.1%	8.7%	5.3%	12.7%	6.8%

2. 巡回指導施設の整備

生活改良普及員が普及活動を行なうにあたつて、31年度から新たにスクーターが配置され、巡回時間の短縮と疲労の軽減をはかることになつた。35年度におけるスクーターの設置台数は630台となつている。生活改良普及員総数に対する比率は、34%に過ぎない。

3. 生活改善普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて農民の理解を適確にする手段として各種の普及器材を必要とするが、この目的のため都道府県において整備された普及器材の主なものは、幻燈スライド、水質検査器、組立台所模型、大工道具セット、歩測計、計量器、スクーリン付幻燈機等である。

4. 農家生活技術改善研究の実施

農家生活の改善に関する実験及び展示を行なう施設として28, 29の両年度にわたり、生活改善展示実験施設が設置された。この施設において専門技術員が実験に従事しつつ、生活技術上の問題を解決していくことによつて、農家向けの生活技術の確立をはかつている。これらの実験のうち国から出した課題に基いて行なわれる実験に対しては、国が研究費補助金を交付しているが、これには適応実験費と連絡研究費の2種類がある。

（イ） 農家生活技術適応実験の実施

生活技術を農家に導入する場合には、地方により生活条件が異るため、その地方の農家生活の実態に適するよう大なり小なり技術の修正を行ない、適応性を持たせることが必要である。

このため展示実験施設における実験の実施と相まつて、必要に応じて実験農家を設定して、生活技術の修正のための実験を行なつているが、これを適応実験と呼んでいる。35年度において国から出した課題は19で、これに対し46都道府県において153項目の実験が実施された。そのうちの数例をあげれば次のとおりである。

昭和35年度　農家生活技術適応実験

部門	実験項目	県名
被服	寝具の改良に関する実験。	
	・わら布団の作り方と弾力性、柔かさ、嵩、保温、耐久度に関する実験。	青森県他7県
	・寝具の作り方とサイズ、種類、組合せ方等に関する実験。	千葉県他6県
	・寝具材料の処理及び手入法に関する実験	新潟県他4県
	農繁期における作業衣の手入法に関する実験。	茨城県他3県
	家事作業衣の地質及び型態に関する実験。	
	・着脱の簡便さを主とした家事作業衣及び補助衣に関する実験。	福島県他3県
	・冬期用家事作業衣及び補助衣に関する実験。	北海道他7県

部門	実験項目	県名
	・家事用作業衣、補助衣の型態に関する実験。 一般被服工作、被服管理に関する実験。	宮城県他1県 千葉県他4県
食物	対象の条件を明確にした栄養献立の確率に関する実験。 ・食用油を15g又は20g摂取に関する実験。 ・1人1日70円～100円の献立調理法に関する実験。 ・緑黄野菜1人1日100g～150g及び野菜1人1日350g以上摂取に関する実験。 ・動用性蛋白質1人1日10g～25g摂取に関する実験。 ・その栄養献立の確立に関する実験。 安価な動物性蛋白質摂取方法に関する実験。 大豆を主体とした農家向簡易献立調理又は加工法に関する実験。 ・圧扁、粉砕大豆の作り方と利用法に関する実験。 ・大豆の加工法に関する実験。 ・大豆を主とした献立、調理法に関する実験。 乳類を利用した農家向調理法、加工法の確立に関する実験。 ・牛乳添加の主食、副菜の調理法に関する実験。 ・乳類加工法に関する実験。 ・その他対象別にみた乳類利用の調理法、加工法に関する実験。 脂肪、蛋白質、無機質摂取を目的とした児童用間食に関する実験。 緑黄野菜の簡易保蔵法(冬期及短期保蔵)に関する実験。 一般調理技術、食品加工技術に関する実験。 ・食物保存容器に関する実験。 ・調理器具に関する実験。 ・調理法に関する実験。 ・加工法に関する実験。	 北海道他6県 青森県他4県 宮城県他6県 岩手県他2県 東京他1県 青森県他6県 福島県他4県 富山県他4県 栃木県他2県 青森県他5県 埼玉県他2県 新潟県他2県 埼玉県他3県 宮城県他4県 秋田県他1県 三重県他1県 山口県他1県 神奈川県他6県
住居	太陽熱利用タンクの維持管理法に関する実験。 農家住宅内各室の効果的な遮断構造に関する実験。 一般家庭工作技術に関する実験。	群馬県他2県 宮城県他4県 埼玉県他5県
家庭管理	主婦が自家の家計支出を把握する為の家計簿様式の試用実験。 ・自給物資の把握を主とした家計簿に関する実験。 ・食物費の把握を主とした家計簿に関する実験 ・現金、現物の把握を主とした家計簿に関する実験。 ・記帖練習を兼ねた簡易家計簿に関する実験。 炊事作業能率化のための調理台の配置及び利用法に関する実験。 一般家庭管理技術に関する実験。	 北海道他1県 岩手県他3県 宮城県他1県 埼玉県他3県 大阪 熊本県
育児及び保健衛生	寝室の使用法の改善及び寝室改造による空気汚染防止に関する実験。 農家向離乳食に関する実験。	富山県 栃木県他3県

(ロ) 農家生活技術連絡研究の実施

各地帯ごとに至急解決を迫られている生活技術上の課題のうち専門技術員のみでは解決しえ

ない問題については、課題毎に農家生活の各分野に関する専門技術者の参集を求め、その総合指導の下に実験研究を行ない解決をはかつている。35年度においては次の12県で13項目を実施した。

農家生活技術連絡研究項目

部門	研究課題	県名
被服	・漁村の女子用作業衣の形態及び地質に関する研究。	宮城県
	・畑作地帯に適する婦人用防寒作業衣に関する研究。(継続)	茨城県
	・漁村の女子用作業衣の形態及び地質に関する研究。	山口県
食物	・緬羊肉を使つて農家が出来る簡易な貯蔵加工法。(継続)	北海道
	・水田単作地帯の農家に適した年間有色野菜の作付計画。(継続)	秋田県
	・干拓水田地帯及び果樹地帯における年間自給そ菜の作付計画。(継続)	岡山県
	・畑地帯農家における蛋白質、脂肪摂取量の増加に関する研究。	熊本県
住居	・農家住宅設計上の指針に関する研究。(継続)	宮城県
	・メタンガス発生装置に関する研究。(継続)	茨城県
	・農家住宅設計上の指針に関する研究。(継続)	鹿児島県
家庭管理	・農家の日常食に必要な調理技術と食器調理器具の基準に関する研究。(継続)	福井県
	・農家家計診断に関する研究。	福岡県
	・主婦の労働配分に関する研究。	大分県

5. 農繁期対策短期生活教室開設

農繁期における過激な労働は、この時期の栄養摂取上の不均衡と相まつて、農繁期後に著しく農民の疾病率を高め労働力の質を劣悪化している。そこで普及員の指導により成長した農家主婦の協力を得て、農繁期対策に関する生活改善の知識技術の浸透を計るため、短期講習会を開催する。

計画　開設回数及時期　第1回　2日間

〃　個所数　116ヵ所

参加者　1ヵ所当り40人

6. 生活改良普及員に対する研修

(1) 県別研修

資質の向上をはかり、普及活動を効率化するため、各都道府県において専門技術員が中心となり、研修を実施した。普及計画のたて方や、展示実験室を中心としてつくり出される新しい生活技術の習得など当面の普及上の課題の解決を試み、研修を通じて普及事業の推進をはかつた。

各都道府県において行なわれた研修の項目及び方法は次のとおりである。

(イ) 研修方法とその割合

研修方法	定例全員研修(38県平均)	グループ研修(38県平均)	計	新任研修(20県)
平均研修日数	6日	6日	12日	21日
割合	50%	50%	100%	

（ロ） 研修内容とその割合 （38県平均）

研修内容	普及方法	生活技術	基礎理論	その他	計
割合	53 %	37 %	2 %	8 %	100 %

（ハ） 生活改良普及員1人当り研修日数 10日

生活改善専門技術員1人当り普及員研修に要した延日数22日

(2) ブロック研修

重点協力県における実施普及員(地域濃密指導を実施している普及員)の地域濃密指導の進度を知り、その実施過程における問題点の解決を計ると共に、参加県の普及員は具体的事例によつて地域濃密指導をすすめる上での知識を得ることにより活動の充実をはかるため、次の通り、ブロック研修会を開催した。

（イ） 開催担当県 秋田、埼玉、石川、大阪、徳島、鹿児島

（ロ） 参加者 生活改良普及員2～3名

生活改善関係専門技術員2～3名

普及所長担当県のみ 4～5名

（ハ） 期間及び内容 2泊3日

地域濃密指導のすすめ方とその過程の問題点の検討

普及計画第1部プログラム構成の手続きとその過程における問題点の検討

7. 生活改良普及員の養成

農家の子女のうちから、農家生活の改善に対する関心と意欲をもつものを、資質の高い生活改良普及員として養成するため、岩手、長野、香川の3県で継続実施している。また、本年度は香川県に寄宿舎を新築した。

C 農業講習施設による改良普及員等の養成

改良普及員等、農村における第一線技術指導者の養成並びに研修機関としての都道府県の農業試験場内に農業講習所が置かれている。

農業講習所は、高等学校卒業者を入所資格とし、2ヵ年間、農業の技術及び普及方法に関する専門的な教育を実施し、改良普及員として必要な知識技術を附与すると共に、市町村、農業協同組合、農業共済組合等の技術員の養成に努めている。

35年度における農業講習所の在所生は、農業科第1学年895人、第2学年871人、計1,766人で、生活科第1学年56人、第2学年51人、計107人となつている。

その都道府県別の内訳は附表(8)のとおりである。

D 経営伝習農場および農村青年研修館における農村青少年の教育

農村青少年活動の中核となる者および将来の中堅自営農民の育成を目的として全国に53の経営

伝習農場と、これら農場の中央モデル施設並びに幹部職員養成機関としての八ヶ岳経営伝習中央農場、女子実務講習施設(ともに団体立)を設置運営している。

経営伝習農場における教育は、中学校卒業者を本科生とし、本科修了者および高校卒業者を研究生(専修生)として入場せしめ、1年乃至2年間、生産実習による実務教育と、全寮制による生活教育を行なつている。

昭和35年度においては全国53農場で男子生徒3,292名、女子生徒数474名計3,766名を対象に教育を実施し、施設整備においては生産教育設備、寄宿舎等の建物施設の拡充強化ならびに2農場を移転整備した。

また今後における農業発展の方向に即して経営伝習農場教育を一層強化拡充する必要があるので、昭和35年10月1日付をもつて「農業伝習施設に関する要綱」を制定し、本施設の教育目標を明確にし、併せて教育の内容および方法に刷新を加えた。

一方経営伝習農場敷地内に農村青少年に対する短期研修を実施する施設として、農村青年研修館を8ヵ所(34年度5ヵ所)を設置し、経営伝習農場と有機的1体運営を図り、地域農業の指導及び展示農場としての役割を果している。これら施設の卒業(修了)生は殆んど例外なく農業に従事し、農村における青少年クラブの中核者として、又改良普及員の良き協力者となつて活躍している。

35年度における各農場別生徒数及び施設整備予算は別表(9)、(5)のとおりである。